

上下水道事業懇話会運営要綱

(趣旨)

第1条 整備拡充の時代から維持管理の時代へ本格的に移行した上下水道事業の運営に広く市民の意見を反映させるため、「上下水道事業懇話会」(以下「懇話会」という。)を開催する。

(会議の内容)

第2条 懇話会は、上下水道事業の運営についての意見交換等を行う。

(参加者)

第3条 懇話会の参加者は、次に掲げる者のうちから、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が参加を依頼した者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、管理者が行う公募に応じた者

2 懇話会の参加者は15人程度とする。

3 懇話会への参加者として対象とする期間(以下「対象期間」という。)は、管理者から参加依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、参加者に欠員が生じたときの後補充された参加者の対象期間は、前参加者の残りの対象期間とする。

4 参加者に欠員が生じたときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1項第1号及び第2号の参加者は補充する。
- (2) 第1項第3号の参加者は、会議開催の日以後は補充しない。

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(会議)

第5条 会議の開催は、年5回を限度とする。

- 2 会議は、管理者が招集する。
- 3 管理者は、会議を招集すべき日時が決まり次第、遅滞なく公表する。
- 4 効率的な会議の進行を図るため、管理者は必要な資料を当該会議の開催の日の1週間前までに参加者に届くよう努めなければならない。
- 5 会議を欠席する参加者は、管理者を通じて当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議録)

第6条 管理者は、会議の終了後速やかに会議録を作成し、進行役の確認を得て、会議開催の日から2か月以内に公表する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項にあつては、公表しないことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、水道局上下水道部総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、水道局上下水道部総務課長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。